

令和元年第6回宇佐市教育委員会会議録

令和元年5月23日午後3時30分、宇佐市教育委員会を宇佐市教育委員会2階会議室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員
教育長 竹内 新
教育長職務代理 古里 万里子
委員 佐藤 修水
委員 松永 建比古
委員 河野 浩一

- ・欠席委員 なし

- ・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼教育総務課長	上田 誠之
学校教育課長	竹下 富美子
	※他公務のため、遅参
学校教育課指導係主幹（総括）	上田 積
	※課長出席後、退室
社会教育課長	野 勝教
学校給食課長	久井田 裕
図書館長	松壽 敬

- ・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）酒井 由紀子

◎附議事項

- 議第51号 宇佐市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について
(教育総務課)
- 議第52号 宇佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について
(教育総務課)
- 議第53号 宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会委員の委嘱について
(教育総務課)
- 議第54号 宇佐市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要綱の一部改正について
(学校教育課)
- 議第55号 宇佐市中学生短期留学事業実施要綱の一部改正について
(学校教育課)

- 議第56号 指定校変更について (学校教育課)
- 議第57号 宇佐市スクールバス運行管理規程の一部改正について (学校教育課)
- 議第58号 公民館長等の任用について (社会教育課)
- 議第59号 公民館運営審議会委員の委嘱について (社会教育課)
- 議第60号 社会教育委員の委嘱について (社会教育課)
- 議第61号 宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について (社会教育課)
- 議第62号 史跡法鏡寺廃寺跡保存整備委員会委員の委嘱について (社会教育課)

◎報告事項

- (1) 専決処分報告について (宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱) (社会教育課)
- (2) 令和元年6月教育費一般会計補正予算(第1号)(案) (各課)
- (3) 6月の行事等の予定について (各課)

(開会 午後3時30分)

教 育 長 令和元年第6回宇佐市教育委員会の開会を告げる。
平成31年第5回の会議録を各委員に諮り、承認される。

教 育 長 議第51号宇佐市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について、
教育総務課に説明を求める。

教育次長 議第51号宇佐市教育委員会事務点検評価委員の委嘱について、
ご説明いたします。2Pをご覧ください。

この事務点検評価委員につきましては、宇佐市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱第3号に、教育委員会は点検評価を行うにあたり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るために点検評価委員を委嘱するという規定に基づきまして、現在3名の方に委員になっていただいています。そのうち、30年度の委員のうち、豊岡正晴氏が退任をされましたので、その後任として、佐藤良二郎氏に委嘱したいと考えており

ます。委嘱期間につきましては、本日承認していただければ、令和4年3月31日までを考えております。

(詳細は議案に記載)

教 育 長

何か、ご質問はありませんか。

ないようですので、議第51号宇佐市教育委員会事務点検評価委員の委嘱については、承認とし、次に議第52号宇佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について、教育総務課に説明を求める。議第52号宇佐市奨学生選考委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。3Pをご覧ください。

教育次長

宇佐市奨学資金に関する条例の施行規則の3号に、奨学生選考委員会の規定があります。その中で、委員につきましては、副市長、文教福祉常任委員長、教育委員会委員代表、社会教育委員長、市内の中学校長、民生委員代表で組織するという規定に基づきまして、議案に記載しています方々に委嘱したいと思っています。

(詳細は議案に記載)

なお、異動に伴い補充される委員の任期については、前任者の残任期間になっておりますので、本日承認されれば、本日から令和2年3月31日までを任期として予定しております。

教 育 長

何か、ご意見等ありませんか。ないようですので、議第52号宇佐市奨学生選考委員会委員の委嘱については、承認とし、次に議第53号宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会委員の委嘱について、教育総務課に説明を求める。

教育次長

議第53号宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会委員の委嘱について、ご説明いたします。4Pをご覧ください。宇佐市公立学校適正規模・適正配置等検討委員会設置要綱の3条に委員の組織について、規定されています。それに基づきまして、議案に記載しています表の方々に委嘱したいと思っています。これにつきましても、役職者の異動に伴いまして、今回新たに委嘱をお願いするものです。

(詳細は議案に記載)

なお、異動に伴い補充される委員の任期については、前任者の残任期間で、報告がなされたときに終了するというところで終わりの期限は設定されていませんので、本日承認されれば、本日から報告がなされるまでという委嘱期間になります。

教 育 長

何か、ご意見等ありませんか。

ないようですので、議第53号宇佐市公立学校適正規模及び適正配置等検討委員会委員の委嘱については、承認とし、次に議

第54号宇佐市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要綱の一部改正並びに議第55号宇佐市中学生短期留学事業実施要綱の一部改正について、学校教育課に説明を求めらる。

学校教育課 議第54号宇佐市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要綱の一部改正並びに議第55号宇佐市中学生短期留学事業実施要綱の一部改正について、ご説明いたします。5Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、ご意見等ありませんか。
ないようですので、議第54号宇佐市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要綱の一部改正並びに議第55号宇佐市中学生短期留学事業実施要綱の一部改正については、承認とし、次に議第56号指定校変更について、学校教育課に説明を求めらる。

学校教育課 議第56号指定校変更について、ご説明します。小学校1年生1人、中学校1年生1人、中学校2年生1人、中学校3年生1人の計4人です。なお、登下校においては、保護者が責任を負うこととなります。6Pをご覧ください。

(変更理由等は議案に記載)

教 育 長 まず番号2～4についてですが、変更理由がすべて指定校変更の規定に該当しますので、承認ということによいですか。

委 員 異議なし。

教 育 長 次に番号1についてですが、担当課から何か言えることはありますか。

学校教育課 このお子さんの事案だけではなく、すべてのお子さんに教員として配慮していかなければいけないことだと思います。学校の体制、組織の体制を見直したり、一人一人にしっかり目を向けるということ、これは昔から一番大事なことでありますが、十分でない場合が考えられますので、学校教育課としてしっかり目配りをしていかなければならないし、校長及び教職員への指導というところもしっかりやっていかなければならないと思います。

教 育 長 私からも補足的に申し上げますが、現状では、宇佐市においては、チーム学校というものを徹底することでスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをもっとしっかりと活用していくようにと、話をしているところです。市としても、今年度はスクールソーシャルワーカーを一人増やし、さらに体制を

充実させました。こういうケースが出ないようにしていけばいいと思います。

委員 事前の見学には、本人が行き、本人が行きたいと言ったのですか。

学校教育課 はい、そのように聞いております。

教育長 それでは、番号1についても、指定校変更を承認するという
ことでよいですか。

委員 異議なし。

教育長 それでは、指定校変更して、通学し始めても、継続的に通学
できるようになるか、別の形でも相談もあるかと思いますが、ひ
とまずは、指定校変更を承認するということにいたします。続
きまして、議第57号宇佐市スクールバス運行管理規程の一部
改正について、学校教育課に説明を求める。

学校教育課 議第57号宇佐市スクールバス運行管理規程の一部改正につ
いて、ご説明します。8Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教育長 何か、ご意見等はありませんか。

委員 そもそも院内北部小学校に限定していた理由というのは何で
すか。

学校教育課 他の学校はすべて路線バスで、賄われておりまして、院内北部
小校区だけが、路線バスが通っていないところがあり、そこ
から通う子どもたちのためにスクールバスをとということで、この
規程がつけられた平成19年当時はあくまでも院内北部小だけ
が対象でありましたが、今回は路線バスの廃線に伴って、他の
校区でも支障がでてきたので、規程の改正をしたいというところ
です。

委員 院内北部小校区は山間地が多いものですから、経営を優先する
民間業者は廃止せざるをえないのではと思います。特に、院内
北部小の高並地区は、山間ばかりですから、通学手段に恵まれ
ていませんでしたのでこういった規程がつけられたのだらうと
思います。民間の業者の路線廃止については、公文書で申し入
れがあったのですか。

教育次長 教育委員会の方に通知があったのではなく、バス路線につ
いては市長部局の企画財政課が担当しておりまして、そちらの方
に正式に廃止路線があるということで通知がありました。3月議
会の時点でそういった話があったということ企画財政課長が
話していたということで担当総括から聞いております。

教育長 他に、意見等はありませんか。

ないようですので、議第57号宇佐市スクールバス運行管理規程の一部を改正する規程については、承認とし、次に議第58号公民館長等の任用について並びに追加議案議第63号公民館長等の任用について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第58号公民館長等の任用について並びに追加議案議第63号公民館長等の任用について、ご説明します。9P並びに追加議案の2Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 何か、意見等はありませんか。

委 員 津房地区公民館長の方は住所まで記載されているのですが、長洲公民館館長の方は氏名のみなのですが、理由があるのですか。できれば統一したほうがよいかと思えます。

社会教育課長 そうですね。記載方法は統一して、住所の記載をします。

教 育 長 他に、意見等はありませんか。

ないようですので、議第58号公民館長等の任用について並びに追加議案議第63号公民館長等の任用については、承認とし、続きまして、社会教育課に関わる委嘱が4件続きますのでまとめて、説明願います。議第59号公民館運営審議会委員の委嘱について、議第60号社会教育委員の委嘱について、議第61号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について及び議第62号史跡法鏡寺廃寺跡保存整備委員会委員の委嘱について、社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 では、議第59号公民館運営審議会委員の委嘱について、議第60号社会教育委員の委嘱について、議第61号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について及び議第62号史跡法鏡寺廃寺跡保存整備委員会委員の委嘱について、ご説明します。10Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

教 育 長 4件すべてについて、何か意見等はありませんか。

委 員 役職指定や所属指定であれば、なぜこの人が委嘱されたのかわかるのですが、協働活動推進員に委嘱される方々というのは、どういう方々であるのかというのを詳しく説明していただけますか。

社会教育課長 大体各学校の校長先生にこちらから依頼して、学校長からの推薦に対して、友好的というか、そういった形でご協力いただける方ということでご紹介いただきまして、こちらからご本人にご依頼しています。弘山さんにつきましては、地域学校協働活動推進員の前身であります学校支援コーディネーターもしてい

ただいていました。身深さんもそういった活動の実績があります。3番原田さんについては、学校からの推薦をしていただいただけで、詳しい調査はしていません。

委員 それでは、学校による推薦ということですね。一応、議案として挙げられ、審議するということですので、どういった方々なのかということをおある程度知っておくのが望ましいかなと思ひまして、ご質問しました。

社会教育課長 以後、こういった議案を挙げる際は、校長の方にどういった方であるか、確認して、併せて説明したいと思ひます。

教育長 他に、何かご意見等はありませんか。
ないようですので、議第59号公民館運営審議会委員の委嘱について、議第60号社会教育委員の委嘱について、議第61号宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について及び議第62号史跡法鏡寺廃寺跡保存整備委員会委員の委嘱については、承認とし、次に報告第1項宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、社会教育課に説明を求めらる。

社会教育課長 報告第1項宇佐市地域学校協働活動推進員の委嘱について、ご説明します。14Pをご覧ください。

(詳細は議案に記載)

委嘱期間は令和元年5月13日からということで、専決ということで報告させていただくのですが、学校の担当者と学校協働活動推進員、協育コーディネーター及び統括コーディネーターが一同に会しての研修会・説明会を5月13日に開催しておりまして、その関係でその会に参加し、一緒に話を聞いていただきたいという事情がありまして、急きよ、専決ということで教育長に決裁していただきました。

教育長 そういった事情もありまして、こういう形で対応を取り急がせていただきました。何か、意見等はありませんか。

ないようですので、次に報告第2項令和元年6月教育費一般会計補正予算(第1号)(案)について、各課に説明を求めらる。

各課長 報告第2号令和元年6月教育費一般会計補正予算(第1号)(案)について、ご説明します。

(詳細は議案に記載)

教育長 何か、意見等はありませんか。

委員 西部中学校1名のスクールバス運行というのは、実際にはどういふふうな取扱いになりますか。

学校教育課長 これは、タクシーで1人の生徒を送迎するということになりまはす。先ほどの、南院内小、院内中部小学校の児童もタクシーで

の送迎になります。

教 育 長
委 員

他に、何か意見等はありませんか。

宇佐小のプールの改修ですが、去年は入札不調になったのですが、今年はずっと前に補正で挙げて準備する予定だと思いましたが、いろんな事情で入札不調に終わるということも考えられるのですが、どういった状況ですか。

教育総務課長

確かに、昨年度入札不調に終わりました、こちらでも不調の原因を調査した上で、今回新たに工事費を追加して、予算計上しているわけですが、先ほど説明でも少しお話ししましたが、資材につきましても昨年予算を組んだ時と比べて、入札不調になった後に、再度同じもので見積もりを取ると、すでに10%くらいプールのステンレス本体の値段が上がっているという状況も確認できました。労務費につきましても、平成30年度から31年度にかけて、前年度と比較すると5%以上の上昇率が確認できました。そのあたりを十分踏まえまして、設計をし直しています。昨年度当初の設計から比べると、フェンスや日よけの見直しもしまして、全体的に設計額が増えていきますので、増額設計をさせていただいています。

教 育 長

他に、何か意見等はありませんか。

ないようですので、続きまして、報告第3項6月の行事等の予定について、各課に説明を求めます。

(詳細は議案に記載)

教 育 長
委 員

何か、意見等ありませんか。

行事予定とは関係ないのですが、図書館のことでお伺いしたいことがあります。貸し出した図書の返却の状況というか、それは紛失状況にもつながっていくと思うのですが、今、どのような状況でしょうか。わかる範囲でお願いします。

図書館長

毎年6月に蔵書点検といたしまして、いわゆる棚卸のような蔵書の総点検を行っているのですが、今年度は先ほどのIC化事業があった関係と、昨年12月にシステムの入替えを行った関係でIC化をするときに蔵書点検を同時にしようということで、今年度は6月に蔵書点検を予定していません。ですので、今から申し上げます情報は昨年情報になりますが、蔵書点検後に毎年、不明本が集計されます。そのときに大体300冊前後が毎年不明本としてあがってきます。そのうちの何冊かはその後返却されたりすることはあるのですが、例年だいたい300冊くらいの数になります。

委 員

先ほど、IC化のことを説明されたので、お伺いしました。

図書館長 ICが導入されれば、そういった不明本はかなり減るのではないかと思います。

教育長 他に、ご質問はありませんか。

委員 ここ2、3年ほどアレルギー対策のために施設整備をしたと思うのですが、その活用というか、問題なく稼働していますか。

学校給食課長 そうですね。学校と保護者との3者面談をした後で、アレルギー給食を提供するとなりましたら、個別の状況に応じた給食の提供をしております。もし給食で賄えないときは、代替食ということで用意しております。宇佐学校給食センターの方で、およそ25人ほどがアレルギー給食の対象となっています。

委員 小・中学校、合わせて25人ですか。

学校給食課長 はい。南部給食センターも、対象の方はそちらで把握していません。

委員 できるだけ医者、学校、行政の関係がうまく連携していればよいのですが。

学校給食課長 当然、こちらが素人判断するわけにはいかないもので、文科省が用意しています学校生活管理指導表という統一の様式がありますので、アレルギーに関する情報を整理したものを学校から提出していただき、それに基づいて対応しております。

教育長 他に、ご意見等はありませんか。

委員 学校の適正規模の委員さんについてではなく、入学式のときなどに、入学児童が0名とか、1名とか来賓の皆さんの話題にかなり上がっていました。この適正規模の会議は、今年度はいつごろ開かれるか、この事務局はどこになるのかなど、少し内容について情報をいただきたいのですが。

教育次長 適正規模・適正配置検討委員会につきましては、主は教育総務課の方になります。今年は、1回目を7月に予定しております。年間3回程度の開催を考えております。

委員 また情報がありましたら、教えていただきたいと思います。

教育長 他に、何か意見等はありませんか。

委員 ないようですので、次回教育委員会の日程の前に少しお話ししたいことがあります。教育次長に説明を求めます。

教育次長 この教育委員会の会議に掛ける議案の取扱いについて、ご説明をさせていただきたいと思います。お手元に2枚の資料、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というコピーを付けさせていただいております。この法律の第21条に教育委員会の職務権限が定められています。教育委員会は次に掲げるものを管理及び執行するというので、以下19項目に渡って教育委員会

の職務権限が定められています。第25条の方に、事務の委任が謳われています。この中で教育委員会はその権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又教育長をして臨時に代理させることができるという規定になっています。その下の2項に、次に掲げる事務は教育長に委任することができないということで6項目が謳われています。さらに、宇佐市教育委員会事務委任規則があります。これの第1条に委任事項があります。宇佐市教育委員会は次に掲げる事項にその権限に属する事務を教育長に委任するという規定があります。そこに6項目が挙げられています。この6項目を除いた分については、教育長に委任するという規定になっています。宇佐市教育委員会事務委任規則第1条(1)法第25条第2項に掲げる事務の部分が地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第25条2項に6項目掲げられており、この事務は教育長に委任することができないとなっており、この6項目と先ほどの宇佐市教育委員会事務委任規則第1条(2)～(6)を足した、11項目については教育長に委任できない。ただそれを除いた分については、教育長に委任するという規定になっています。これに基づいて、11項目につきましても、教育委員会の職務権限になりますので、この11項目に該当する項目については、教育委員会の議題になります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第25条の3項に教育長は、委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないとあります。これからすると、先ほどの教育長に委任した部分の執行状況については、教育委員会に報告をするということになります。もう一つのパターンなのですが、宇佐市教育委員会事務委任規則の第3条に教育長の専決とあります。それには第1条各号に掲げる委員会が処理する事項で急を要するものについては、教育長が専決することができるという規定があり、教育長に委任できない事項がある中で、急を要する場合は専決ができる。その4条で、教育長は専決した事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならないとあります。大きく分けて、この3パターンに分かれるだろうと考えています。教育委員会に職務権限が移る事項につきましても、議題として諮り、承認をいただく。急を要する事項につきましても、教育長が専決をしたのち、次の委員会に報告し、承認をいただく。それと教育長がすでに委任されているものについては、執行状況を報告するというように大きく3つのパターンに分か

れると考えています。これに基づきまして、これまで委員会に諮ってきた事項、ご指摘がありました職指定の委嘱のような案件もこのパターンに準じて、精査をさせていただき、これから教育委員会に掛けさせていただきたいと思えます。以上です。

教 育 長 これまで委員の皆さんに毎月議題として説明、ご承認をいただいていたものについて、法令規則等を踏まえながら、精査した議案を提案していきたいということです。もちろんここに書いているものにかかわらず、内容的に重要であると思われる事項につきましては、議題として取り上げることもありますし、そこは適宜判断し、ご審議いただけるようなかたちで考えていきたいと思えます。

この件について、なにかご意見等はありませんか。

委 員 員 ぜひ、そういう方向でお願いします。

委 員 教育行政の組織、運営に関する法律は、平成30年に改正されておりますけども、宇佐市教育委員会事務委任規則は改正が平成27年になっていますが、この時はまだ新教育委員会制度の前で教育長と教育委員長がいた時期の規則なので、その内容としては、現在は新教育委員会制度になっても、これは随時転用していけるものなのではないでしょうか。

教育次長 新教育委員会制度になって、宇佐市教育委員会事務委任規則で新制度に伴って改正する必要がある部分があれば、当然していただきたいと思います。それに該当する部分がないので、新たな改正が行われていないというふうに、確認はしておりませんが、そういったとらえ方でいいのではないかなと思えます。

教 育 長 補足します。新教育委員会制度に関わる部分は、平成27年にはもう改正されておりまして、宇佐市においては旧制度の教育長の任期の変わり目から、切り替えをしたということだったと思えます。平成30年の改正は、社会教育関係の文化財の内容について、これまで教育委員会の管轄だったものを自治体の判断で、市長部局で扱うことができるようにするという内容を含む改正であったと記憶しています。この件については、以上でよろしいでしょうか。ないようですので、次回教育委員会の日程について。

事 務 局 次回教育委員会の日程ですが、6月25日火曜日の午後4時から図書館2階研修室で開催したいと思います。教科書展示が6月末まで図書館で開催していますので、15時40分に図書館ロビーに集合し、教科書展示をご覧ください、16時から教育委員会を始めたいと思えますが、如何でしょうか。

